

令和3年12月16日
総務文教委員会資料
企画管理部

目 次

【報告事項】

- 1 富山市公共施設等総合管理計画の改訂について 1 頁

1 富山市公共施設等総合管理計画の改訂について

[行政経営課]

改訂について

公共施設等総合管理計画は、地方自治体が保有する全ての公共施設等の総合かつ計画的な管理を目的として国から策定要請があったことから、本市では平成28年12月に策定しました。

さらに、計画の不断の見直し・充実を目的として、公共施設等総合管理計画の策定指針が見直されたことに伴い、改めて国から改訂要請があったことから、本年12月に本市でも本計画を改訂したものです。

国の要請による主な改訂内容

◆ 必須事項

① 基本的事項

- ・ 計画策定年度及び改訂年度
- ・ 計画期間
- ・ 施設保有量
- ・ 現状や課題に関する基本認識
- ・ 過去に行った対策の実績
- ・ 施設保有量の推移
- ・ 有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費（個別施設計画等を踏まえた精緻化）

- ・ 現在の維持管理経費
- ・ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・ 長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・ 対策の効果額

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・ 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化など）に係る方針
- ・ 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

◆ 市独自の取組

① 土地（保有する土地の活用や処分について）

② 地球温暖化対策等のためのエネルギー利活用の方針

※青字は新規

第1章 計画の概要

計画の対象範囲

- ◆ 令和3年3月末時点で市が保有する全ての公共建築物（学校、庁舎など）、社会インフラ（道路、橋りょうなど）、さらに土地を対象とする。
- ◆ 公営企業分野に係る施設についても対象とする。

計画期間

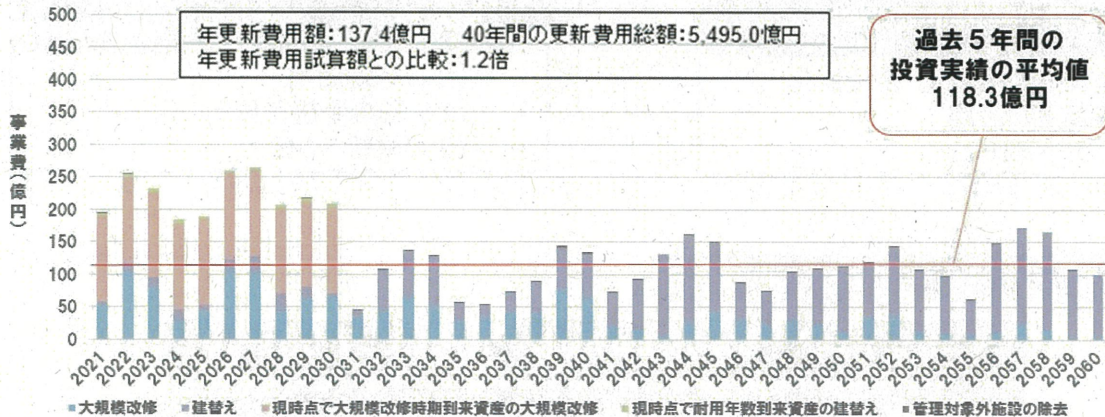
- ◆ 計画の策定作業を開始した平成27年度を基準年として、平成29年度から令和38年度の40年間を計画期間とする。
- ◆ 公共建築物については、5年を期間とするアクションプランを策定し、施設ごとの具体的な見直しを進める。
- ◆ 社会インフラについては、個別施設計画に基づき見直しを進める。

第2章 公共施設等の現状及び将来見通し

中長期的な経費や財源の見込み

① 公共建築物の将来更新費用推計

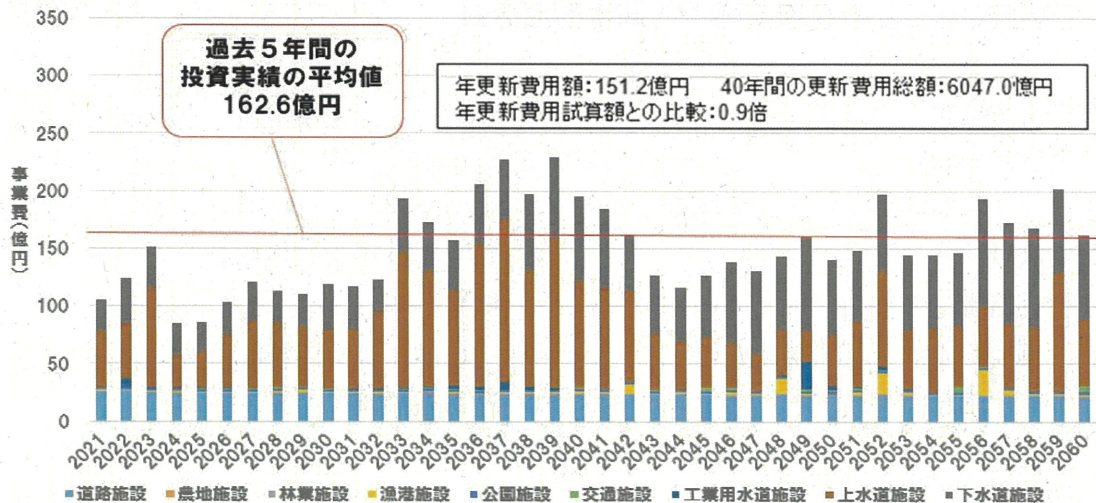
長寿命化等の対策を踏まえた場合の公共建築物の将来更新費用



- ◆ 公共建築物の数・延床面積がともに多く、建設から30年を経過した施設が全体の5割を超えるなど老朽化が進んでおり、今後は集中して施設の更新時期を迎える。
- ◆ 耐用年数経過時に単純更新した場合の今後40年間の更新費用は、総額約7,800億円と見込まれるが、長寿命化等の対策を図った場合の今後40年間の更新費用は、総額約5,500億円に縮減されると見込まれる。
- ◆ 長寿命化等の対策を講じたとしても、全てを更新することは困難であるため、財政状況や類似都市との比較なども踏まえた、適正規模の施設量への再編が必要である。

② 社会インフラの将来更新費用推計

長寿命化等の対策を踏まえた場合の社会インフラの将来更新費用



- ◆ 社会インフラの保有量も広範かつ膨大であり、耐用年数経過時に単純更新した場合の今後40年間の更新費用は、総額約9,500億円と見込まれるが、長寿命化対策等の対策を図った場合の今後40年間の更新費用は、現在の投資実績とほぼ同水準の総額約6,000億円に縮減されると見込まれる。
- ◆ 人口減少期においては、市街地をコンパクトにまとめ、社会インフラを効率的にマネジメントする必要がある。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

公共建築物の管理に関する基本方針

基本方針1 公共建築物の総量削減（廃止・統合・譲渡）

- ・公共建築物の再編
- ・リノベーションの推進
- ・新規整備の制約

基本方針2 PPP戦略の推進

- ・公共建築物の複合化・多機能化
- ・民間事業者の活用
- ・地域プラットフォーム

基本方針3 新たな財源の確保

- ・財産の有効活用
- ・公の施設の受益者負担の適正化
- ・将来の更新への備え

社会インフラの管理に関する基本方針

基本方針1 適度な増加の抑制（量のマネジメント）

基本方針2 管理水準の適正化（質のマネジメント）

基本方針3 新たな仕組みの導入（資源のマネジメント）

個別方針

①点検・診断等の実施方針

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

③安全確保の実施方針

④耐震化の実施方針

⑤長寿命化の実施方針

⑥統合や廃止の推進方針

⑦ユニバーサルデザイン化の推進方針

⑧エネルギー利活用の方針

⑨統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- ◆ 市民文化系施設
- ◆ 社会教育系施設
- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
- ◆ 産業系施設
- ◆ 学校教育施設
- ◆ 子育て支援施設
- ◆ 保健・福祉施設
- ◆ 行政系施設
- ◆ 公営住宅
- ◆ 富山市民病院・富山まちなか病院
- ◆ 上水道・工業用水道・下水道
- ◆ 公園
- ◆ 道路・橋りょう・トンネル等
- ◆ 農業集落排水処理施設
- ◆ 軌道
- ◆ その他インフラ施設
- ◆ その他施設